

お知らせ

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

1 看護に関する事項

① 当院3階（一般）病棟では、1日に6人以上の看護職員（看護師および准看護師）と3人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

◎ 9：00～17：30 看護職員一人当たりの受け持ち数は10人以内です。看護補助者一人当たりの受け持ち数は13人以内です。

◎ 17：00～9：00 看護職員一人当たりの受け持ち数は20人以内です。看護補助者一人当たりの受け持ち数は39人以内です。

② 当院2階（療養）病棟では、1日に4人以上の看護職員（看護師および准看護師）と2人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

◎ 9：00～17：30 看護職員一人当たりの受け持ち数は11人以内。看護補助者一人当たりの受け持ち数は26人以内です。

◎ 17：00～9：00 看護職員一人当たりの受け持ち数は26人以内。看護補助者一人当たりの受け持ち数は46人以内です。

③ 当院においては、患者負担による付き添い看護は行っておりません。

2 関東信越厚生局への届け出に関する事項

当院は、関東信越厚生局長に次の事項に関する届け出を行い、その届出に係る医療を提供しています。

① 基本診療料の施設基準等に関する届出事項

地域一般入院料2	療養病棟療養環境加算1	入退院支援加算2
看護補助加算2	在宅復帰機能強化加算	診療録管理体制加算3
療養環境加算	後発医薬品使用体制加算1	データ提出加算1及び3
療養病棟入院基本料1	地域包括ケア入院医療管理料1	看護補助体制充実加算3

後発医薬品使用体制加算につきまして

- 入院及び外来において後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいます
- 医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制が整備されています
- 医薬品の供給状況によって投与する薬剤を変更する可能性があること及び変更する場合には患者に十分に説明することとしています

② 特掲診療料の施設基準等に関する届出事項

ニコチン依存症管理料
がん治療連携指導料
時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
コンピューター断層撮影(CT撮影)(16列以上64列未満のマルチスライス型の機器)
磁気共鳴コンピューター断層撮影(MRI撮影)(1.5テスラ以上3テスラ未満の機器)
脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)
運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
集団コミュニケーション療法料
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算
「第14の2」の1の(3)に規定する在宅療養支援病院
外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
入院ベースアップ評価料82

③ 入院時食事療養の基準等に関する届出事項

入院時食事療養(Ⅰ) 入院時生活療養(Ⅰ) 特別食加算 食堂加算

当院は、入院食事療養(Ⅰ)及び特別管理の届け出に係る食事を提供しています。

特別管理による食事の提供では、管理栄養士によって管理された食事を適時

(朝食：7:30、昼食：11:30、夕食：18:00以降)に適温で提供いたします。

物価対応料について

当院は、令和8年度診療報酬改定により、物価高騰への対応として物価対応料を算定しています。

3 認定項目

禁煙認定施設

4 指定項目

労災保険 生活保護 結核予防法 原子爆弾一般疾病医療

5 その他

明細書の発行状況に関する事項につきまして

当院は、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していくため、領収証の発行の際に明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても無料で発行しています。

なお、明細書には診療内容や使用した薬剤等が記載されます。ご家族の方が代理で会計を行う場合には、ご本人と発行の有無をご相談ください。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてお申し出ください。